

番 号 : 140197

国 名 : ミャンマー

担当部署 : 東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課

案件名 : 開発政策借款にかかる政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 政策アドバイザー
- (2) 格 付 : 1号
- (3) 業務の種類 : その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年5月中旬から2015年12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.00M/M、現地 5.00M/M、合計 6.00M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 150日 整理期間 15日
(現地業務は、1回あたり1~2週間程度、計10回程度の渡航を予定)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月23日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	開発政策借款(特にポリシーマトリクス作成関連の業務)
対象国/類似地域	ミャンマー/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

ミャンマー国では2011年3月に発足したテイン・セイン大統領率いる現政権の下、多数の政治犯の釈放、少数民族との停戦合意の推進など民主化が進められている。経済改革においても実態から乖離した公定レートの撤廃、管理変動相場制の導入による多重為替制度の改善、金利構造の柔軟化を始めとする金融セクター改革が推進されるとともに、教育・保健分野でも予算拡充等に向けた動きが進展している。

かかる中、日本政府は2012年4月に対ミャンマー経済協力方針を以下の3本柱、すなわち「国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域開発を含む。）」「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む。）」「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援。」に更新し、対ミャンマー支援においては従来の技術協力及び無償資金協力に加えて、有償資金協力も活用することを発表した。

また、日本政府は2013年1月にはミャンマーの延滞債務の解消にかかる措置を実施、当機構も開発政策借款である「社会経済開発支援借款」（上限約1,989億円）を対象とした貸付契約をミャンマー側と調印した。右貸付契約調印後、約1年間にわたりマクロ経済運営・開発政策、社会的セクター及びガバナンスのモニタリングを実施してきたが、右円借款調印及びモニタリングに当たっては、世界銀行やアジア開発銀行をはじめ、マルチ・バイのドナーともミャンマーの社会・経済開発に関する政策面での協議を行った経緯がある。また、効果的なモニタリングのために、ミャンマー政府、特に財務省や国家計画・経済開発省に対して社会・経済開発面での政策提言や、ドナーコーディネーション能力向上支援も行っている。

2013年1月の「社会経済開発支援借款」の貸付契約調印後、2013年6月には510億5,200万円を上限額とする3件の貸付契約が調印され、2013年12月には、日本政府が鉄道、水道、灌漑等4件、総額632億円の対ミャンマー円借款の供与を決定した。「社会経済開発支援借款」の供与による延滞債務の解消以降は、持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等に向けたプロジェクト型借款が本格化している。

一方、我が国の経済協力方針は上記の対ミャンマー支援3本柱のバランスのとれた支援の実施を掲げていることから、ミャンマーにおける社会・経済開発のために、引き続き開発政策型の借款を通じて政策面での支援を行っていくニーズは高いものがある。当機構だけでなく、世界銀行やアジア開発銀行も政策支援借款を含む様々な支援を検討しており、当機構としてもこれらの動きと協調しつつミャンマーの社会・経済開発に対する支援を行うことは有意義であると考えられる。そのためにも、協調融資も踏まえた開発政策借款の検討に向け、予めミャンマー政府や各ドナー等と意見交換を進めておく必要がある。

開発政策借款のポリシーマトリクスは当該国の国家開発計画と整合的に策定されなければならないことは論を俟たない。ミャンマー政府は現在「五ヵ年開発計画」及び「包括的国家開発政策」を策定中であるが、その加速に向けてドナーとしても継続的な働きかけが重要となってきた。また、当機構としても、ミャンマーの中・長期的な社会・経済開発の課題や将来の展望を踏まえたうえで、他ドナーからの意向についても反映させた政策提言をミャンマー政府へ積極的に発信していく必要がある。また、開発政策借款を協調融資として実施することは、様々なドナーと開発課題・目標を共有し、足並みを揃えてアプローチをすることになるため、ドナー間コーディネーションの向上にも資する。

これらの経緯から、ミャンマー政府のドナーコーディネーション能力向上を支援するために、開発政策借款の検討に備え、ミャンマーの社会・経済開発政策の現状を調査し、必要な範囲において政策提言を行うことが求められている。また、政策提言においてはマルチドナーによる協調融資も念頭において他ドナーのミャンマー向け政策支援型借款（予定案件も含む）に関する情報収集・協議を併せて行う必要がある。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ミャンマーの社会・経済開発に関する知見のみならず、ソブリンローン（特に他ドナーとの協調融資やプログラムローン形成・モニタリング）やドナーコーディネーションの仕組み及び手続きを十分に把握し、当機構とも十分協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画

策定のために必要な調査・提言を行う。具体的担当事項は次項「調査内容」のとおりとするが、これら業務は単なる開発政策借款形成や協調融資可能性調査、ドナーコーディネーション補助のみで完結するものではない。本業務を通じて、当機構からミャンマー政府に対して社会・経済開発政策のための政策提言を行うことが求められているため、本業務従事者はミャンマーの社会・経済開発政策の分析を行った上で、改善のための極めて高度な提言を当機構に行うこととなる。なお、本件業務は、次回のミャンマーにおける総選挙が予定されている2015年末までとする。

具体的担当事項は次のとおり。

(1) 国内準備期間 (2014年5月中旬)

- ① ミャンマーの包括的な社会・経済開発及び同政策に関する情報収集を行う。
- ② ミャンマーにおける主要ドナー、特に世界銀行やアジア開発銀行等のローンを検討・決定しているドナーの動向について情報収集を行う。
- ③ ミャンマーにおけるドナーコーディネーションの現状について、当機構との協議も踏まえつつ、情報収集・分析を行う。
- ④ 必要に応じて各種対処方針会議に参加し、現地調査について当機構等関係者と協議を行う。
- ⑤ 上記①～④を通じて、現地派遣期間における業務内容を検討する。
- ⑥ 業務計画書を作成し、当機構東南アジア・大洋州部へ提出する。

(2) 現地派遣期間 (2014年5月下旬～2015年12月中旬)

- ① 当機構ミャンマー事務所との打合せに参加する。
- ② ミャンマー側関係機関及び主要ドナーとの協議・現地調査に参加する。
- ③ ミャンマーの社会・経済開発政策に関する調査・支援を検討する。具体的には以下のとおり。
 - (ア)「五カ年開発計画」や「包括的国家開発政策」等、ミャンマー政府が現在策定中の社会・経済開発政策に関する現状を調査する。
 - (イ)上記に関し、当機構と共同でミャンマー政府の開発計画を分析し、社会・経済開発のための政策提言策定を補助する。その際には当機構の社会・経済開発セクターにおける支援の成果等を踏まえた政策提言やポリシーペーパーを用意する。
 - (ウ)社会・経済開発のために特に支援が必要とされる分野について、開発政策借款を通じた支援枠組みを検討する。
 - (エ)上記(ウ)とも関連し、特に開発政策借款におけるポリシーマトリクスやアクションプラン、モニタリングプランの作成を補助する。
- ④ 他ドナーとの協調融資の可能性も踏まえた協力関係について検討・構築支援する。具体的には以下のとおり。
 - (ア)他ドナーの社会・経済開発分野における支援(借款を含む)の検討状況を調査する。
 - (イ)当機構と他ドナーとの会合に参加し、ローンを含めた協働での支援の可能性について検討する。
 - (ウ)ミャンマーの社会・経済開発に関する協議、特に協調融資について検討するに当たっては、長年の対ミャンマー支援の知見を有する我が国・当機構の積極的なプレゼンスを示せるよう当機構へ提言を行う。
 - (エ)上記(ウ)とも関連し、特に我が国・当機構がリードドナーを務めるセクター(電力、保健分野等)における協調融資を検討することになった場合は、我が国・当機構の知見が十分に反映されるよう、当機構による他ドナーの取りまとめを補助する。
- ⑤ ミャンマー政府国家計画・経済開発省に対し、特に協調融資を通じたドナーコーディネーション向上のための支援を検討する。具体的には次のとおり。
 - (ア)ミャンマー開発協力フォーラム会合やその準備会合を始めとするミャンマー政府と各ドナー間の会合が開催される場合には、事前にミャンマー政府に対し、特に協調融資の協議を念頭に置いた調整能力向上のための支援業務を行う。
 - (イ)各種ドナー会合に出席し、特に協調融資の対象分野におけるドナー会合の進め方・頻度等について改善策を提言する。

(ウ)必要に応じて、ミャンマー政府によるドナーコーディネーションの情報発信にかかる支援業務を行う。

- ⑥ 上記③、④及び⑤に関し、ミャンマーの社会・経済開発政策に関する課題や将来の展開を明確にし、政策提言としての取りまとめ作業の補助を行い、他ドナーやミャンマー政府に積極的に提言を行うための支援を行う。
- ⑦ 各派遣時にミャンマー政府やドナー会合との協議・交渉の経緯について報告書に取りまとめ、当機構東南アジア・大洋州部及びミャンマー事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年12月下旬)

- ① 必要に応じて、国内での情報収集を行う。
- ② 担当分野に関する業務状況を整理した上で報告書を作成し、当機構東南アジア・大洋州部へ報告する。
- ③ 必要に応じて、当機構が作成する各種報告書・調書等の作成に係る支援を行う。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり (提出先: JICA)。

- (1) 業務計画書 (英文)
 - * 電子データをもって提出することとする。
- (2) 業務中間報告書 (和文3部)
 - * 成果品体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。
 - * 提出時期は2015年3月を目途とするが、実際の提出にあたっては、調査の進捗状況を確認の上、当機構と協議する。
- (3) 業務完了報告書 (和文3部)
 - * 成果品体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します (見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい) (渡航時期は提案可能)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣の日数については、1回あたり1～2週間程度を基本とし、2014年度内に6回、2015年度内に4回それぞれ現地派遣を想定しています。なお、右現地業務日程は目途とし、実際の現地派遣の日程は、貴提案を踏まえつつ当機構と協議の上、決定することとします。

また、現地派遣にあたっては、当機構職員が必ずしも常に同行しないこと、すなわち、本業務従事者が単独で現地業務を行う期間がある点をご留意ください。

② 現地での業務体制

本業務に関連する団員構成 (予定)、以下のとおりです。

- ・ 総括 (JICA)
- ・ 援助調整アドバイザー (現在派遣中)
- ・ 開発政策借款にかかる政策アドバイザー業務

③ 便宜供与内容

当機構ミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり

- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供。なお、ネピドーや地方部への移動については、必要に応じて国内航空券を当機構で手配します。
- エ) 通訳備上
ヤンゴン・ネピドー以外での業務が生じる際には、当機構ミャンマー事務所で手配します（英語⇄ミャンマー語或いは英語⇄日本語）。
- オ) 現地日程のアレンジ
当機構と本業務従事者との協議の上、当機構でアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
滞在先の宿泊施設で執務を行うこととします（ネット環境あり）。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・「社会経済開発支援借款」事業事前評価表

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_MY-G1_1_s.pdf

他、ミャンマーの社会・経済開発における基礎資料として、当機構図書館から以下の資料を閲覧できます。

- ・保健セクター情報収集・確認調査 ミャンマー連邦共和国 保健セクター分析報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008033.html>

- ・ミャンマー国 教育セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010037.html>

- ・ミャンマー国 農業セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013793.html>

- ・ミャンマー国 ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011288.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011289.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014050.html>

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②ミャンマー国内、特にヤンゴン・ネピドー等を除く地方部での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAミャンマー事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以 上